

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成 29 年5月 26 日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1601217 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 1700038 号

第 1 結論

請求者の A 社における平成 10 年 10 月 1 日から平成 21 年 9 月 1 日までの期間に係る標準報酬月額を訂正することが必要である。平成 10 年 10 月から平成 11 年 9 月までの標準報酬月額については 16 万円から 36 万円、同年 10 月から平成 12 年 9 月までの標準報酬月額については 22 万円から 36 万円、同年 10 月から平成 13 年 9 月までの標準報酬月額については 24 万円から 36 万円、同年 10 月から平成 14 年 9 月までの標準報酬月額については 28 万円から 36 万円、同年 10 月から平成 15 年 3 月までの標準報酬月額については 30 万円から 36 万円、同年 4 月から平成 16 年 8 月までの標準報酬月額については 30 万円から 38 万円、同年 9 月から平成 19 年 8 月までの標準報酬月額については 32 万円から 38 万円、同年 9 月から平成 21 年 8 月までの標準報酬月額については 36 万円から 38 万円とする。

平成 10 年 10 月から平成 21 年 8 月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 10 年 10 月から平成 21 年 8 月までの訂正後の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 21 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 10 年 10 月 1 日から平成 21 年 9 月 1 日まで

平成 10 年から平成 24 年まで勤務していたが、請求期間の標準報酬月額の記録が給与明細書の厚生年金保険料控除額に見合うものとなっていない。

調査の上、給与明細書の厚生年金保険料控除額に見合った標準報酬月額に訂正し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

請求期間のうち、平成 11 年 1 月、同年 2 月、同年 6 月、同年 7 月、同年 10 月から平成 12 年 10 月まで、平成 13 年 1 月、同年 4 月から同年 9 月まで、同年 12 月から平成 14 年 2 月まで、同年 5 月、同年 10 月から同年 12 月まで、平成 15 年 3 月、同年 11 月、平成 16 年 4 月、平成

17年1月から平成21年8月までの期間については、請求者から提出されたA社に係る給与明細書及び同社から提出された賃金台帳一覧により報酬月額に見合う標準報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、いずれもオンライン記録により確認できる標準報酬月額を超えていることが確認できる。

また、請求期間のうち、平成10年10月から同年12月まで、平成11年3月から同年5月まで、同年8月、同年9月、平成12年11月、同年12月、平成13年2月、同年3月、同年10月、同年11月、平成14年3月、同年4月、同年6月から同年9月まで、平成15年1月、同年2月、同年4月から同年10月まで、同年12月、平成16年1月から同年3月まで、同年5月から同年12月までの期間については、請求者及びA社は、当該期間に係る厚生年金保険料控除額及び報酬月額を確認できる資料を保有していないものの、請求者から提出された当該期間以外に係る給与明細書及び請求期間に係る同僚の給与明細書から判断すると、報酬月額に見合う標準報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、いずれもオンライン記録により確認できる標準報酬月額を超えていることが推認できる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、上記の給与明細書、賃金台帳一覧及び同僚の給与明細書等により確認又は推認できる厚生年金保険料控除額から、平成10年10月1日から平成15年4月1日までの期間に係る標準報酬月額は36万円、平成15年4月1日から平成21年9月1日までの期間に係る標準報酬月額は38万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成10年10月から平成21年8月までの期間について、請求者の届出については不明だが、厚生年金保険料については納付したと回答しているが、請求期間である平成10年10月から平成21年8月までの期間について、上記給与明細書及び賃金台帳一覧において確認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額と年金事務所で記録されている標準報酬月額が長期にわたり一致していない上、さらに、請求期間のうち平成17年9月から平成21年8月までの期間については、年金事務所が保管している請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届に記載された報酬月額が厚生年金保険の記録における標準報酬月額に見合う額となっていることから、事業主から報酬月額を厚生年金保険の記録どおりの標準報酬月額に見合う額として当該算定基礎届が社会保険事務所（平成22年1月以降は、年金事務所）に対して提出され、その結果、社会保険事務所は、請求者の平成10年10月から平成21年8月までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1601263 号

厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 1700039 号

第1 結論

請求者のA社における平成2年10月1日から平成3年10月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成2年10月から平成3年9月までの標準報酬月額については、14万2千円から47万円とする。

平成2年10月から平成3年9月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和8年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成2年10月1日から平成3年10月1日まで

A社に勤務していた期間に加入していたB厚生年金基金の代行返上後の厚生年金の支給増額分が少ないため、同基金に照会したところ、請求期間の基金の標準給与月額は47万円であるが、厚生年金保険の標準報酬月額は14万2千円で記録されていることが分かった。調査の上、標準報酬月額を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者のA社に係るオンライン記録によると、請求期間の標準報酬月額は14万2千円と記録されているが、請求期間当時に同社が加入していたB厚生年金基金の代行返上後の資料を保有するC企業年金基金から提出された請求者に係る「年金額・一時金額計算書」及び「解散被保険者記録一覧表」によると、請求者の請求期間に係る標準給与月額は47万円と記録されていることが確認できる。

また、C企業年金基金は、請求期間当時における算定基礎届の届出書は複写式であり、健康保険組合と厚生年金基金が合同受付を行い、審査が終わった事業所から順に、健康保険組合が社会保険事務所（当時）及び厚生年金基金にそれぞれ回送していたと回答しており、A社の総務課長も、C企業年金基金の回答と同様な陳述をしている。

さらに、C企業年金基金から提出された請求者に係る「年金額・一時金額計算書」及び「解散被保険者記録一覧表」によると、請求者のA社に係る標準給与月額は、請求期間を除きオンライン記録における厚生年金保険の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、請求者の請求期間に係る標準報酬月額を 47 万円とする厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届を社会保険事務所に対して提出していたものと認められることから、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、C企業年金基金から提出された「年金額・一時金額計算書」及び「解散被保険者記録一覧表」により、47 万円に訂正することが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1700015 号

厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 1700040 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 23 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 18 年 12 月 1 日

年金事務所からの通知により、A社における請求期間の標準賞与額の記録が漏れていますことを知った。請求期間に賞与が支給されていたので、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者の請求期間に係る賞与支給明細表では、賞与の支給額欄は空欄であり、厚生年金保険料控除額欄には「0」と記載されている。

また、A社は、請求者は請求期間において月割年俸制であったことから、請求期間に賞与の支給はなく、厚生年金保険料の控除はしていない旨回答している。

さらに、請求者から提出された給与振込口座の通帳により、請求期間に賞与の振込がないことが確認できる。

このほか、請求者の請求期間における賞与の支給及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受) 第1601260号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚) 第1700041号

第1 結論

請求期間①について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者のB社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和16年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和35年3月14日から同年7月1日まで
② 昭和36年10月26日から昭和37年3月9日まで

請求期間①について、A社に昭和35年3月14日から勤務していたが、厚生年金保険被保険者資格の取得年月日が昭和35年7月1日と記録されている。請求期間②について、B社に臨時工として勤務していた期間の厚生年金保険被保険者の記録がない。調査の上、請求期間①及び②の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、請求期間①当時の事業主は既に亡くなっていることから、A社は、当時の資料を保存していない旨回答していることから、請求期間①における請求者の勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができない。

また、請求者が記憶する同僚及び請求期間①にA社において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる従業員のうち、連絡先の判明した8人に、請求者の請求期間に係る勤務実態等について照会したが、回答のあった4人のうち3人は請求者を記憶しておらず、記憶していると回答した一人についても、請求者の勤務期間は不明と回答している。

さらに、厚生年金保険被保険者記号番号払出簿によれば、請求者のA社に係る厚生年金保険被保険者記号番号は、同社において昭和35年7月1日に新規取得した従業員8人とともに連番で払い出されていることが確認できることから、同社は請求者の厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を同年7月1日として社会保険出張所(当時)に届出したものと考えられる。

このほか、請求者の請求期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

請求期間②について、B社は、既に年数の経過により、請求者の請求期間②当時の人事記録、異動辞令、社員名簿等の資料が保存されていないため、請求者の請求期間②に係る在籍を確認することができない旨回答している。

また、B社に係る事業所別被保険者名簿により、同社において請求期間②に厚生年金保険の被保険者資格を取得したことが確認できる従業員のうち、請求者と同年代の44人に、請求者に係る勤務実態等について照会したが、回答のあった26人は請求者を知らない旨回答したことから、請求期間②における請求者の勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができない。

さらに、B社に係る請求期間②の事業所別被保険者名簿の健康保険証の番号に欠番はなく、遡って記録が訂正されるなど不自然な点は見当たらない。

このほか、請求者の請求期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。